議事録

会議名	第3回寒川町防災会議		
開催日時	令和4年2月8日(火) (書面会議にて開催)		
開催場所	書面会議にて開催		
出席者名 傍聴者数	 ・委員:木村委員、西條委員、徳田委員、竹村委員、峯村委員、森谷委員、村本委員、 坂本委員、佐藤委員、齋藤委員、大久保委員、内野委員、伊藤委員、山﨑委員、中沢委員、武村委員、浮須委員、茂谷委員、畑村委員、大澤委員、小林委員、戸村委員 ・傍聴者:書面会議のためなし 		
議題	寒川町地域防災計画改定におけるパブリックコメント実施結果について		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合そ の理由 (一部非公 開の場合を含む)	
議事の経過	別紙のとおり		
配布資料	・寒川町地域防災計画(案)パブリックコメント実施結果 ・寒川町地域防災計画 地震災害対策計画(案) ・寒川町地域防災計画 風水害対策計画・特殊災害対策計画(案) ・今後のスケジュール ・寒川町防災会議委員名簿		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	各防災会議委員 (令和4年2月15日確定)		

ご意見

水害と地震を分けてあります。これは妥当だと思 います。

水害は避難するしかありませんが、地震災害は避 難を最優先すべきではありません。

町の考え方

寒川町地域防災計画(案)地震災害対策計画第5章 第4節「第1避難の基本」においても、その観点か ら、地震後に自宅の被害・地域の危険がない場合又は 危険が解消した場合は、自宅で生活を継続すること を示しています。

また、寒川町地域防災計画(案)風水害対策計画第 5章第4節「第1避難の基本」において、避難先とし て避難場所の他、屋内安全確保(自宅)や浸水しにく い高い場所・近隣の相対的に高く堅牢な建物等に移 動等の記載をしております。

町の計画に目的や目標が曖昧なものが多い中、こ の計画には明確に目的と目標が書かれており、形の 整った計画だと思います。

しかし、ページ数(約130ページ)が多いため、 町民が全てのページに目を通すことはないと考えま す。

この計画は、目標を達成するための「計画」ではな く、役所が動けるように書き残した「マニュアル」の ように感じます。問題点を全て網羅しようとせず、 「集中して目標の達成を狙う」対策を中心に据える べきです。そうすれば、読む住民が増え、防災力の向 上に役に立つと考えます。

寒川町地域防災計画は、災害対策基本法により、町 に作成が義務づけられている計画で、町の地域にか かる防災の全てを網羅する、いわば「防災の総合計 画」になります。

そのため、様々な主体の責務と対策の全てを網羅 することが必要となっています。

防災は町単独で完結できるものではありません。

「広域の連携」について記載がありますが、「困っ た時は、県などの協定締結団体に支援・応援を求め る」と随所に書かれています。本計画は、町民ではな く役所の作業マニュアルです。広域連携を前提に町 は何をやるのか見えてきません。

寒川町地域防災計画は、全ての対策の主体(責務) と内容を網羅しています。災害時は、被害の状況、対 策のニーズを判断し、最も必要かつ効果的な対策を 取捨選択して行うものです。

また、法令、協定等による広域連携も、必要な地域 に、必要な支援を行うことが基本となっています。

町民及び自主防災組織の責務(自助・共助)の項 に、以下の記載があります。

町民及び自主防災組織の責務は、ご指摘していた だいたとおり、災害対策を全て行政が行うことがで 「町民、各家庭は、自らの生命を自らが守るため、次 | きないことから、自助・共助として行う一般的な事項 の役割を担い、地域防災力を向上させることを基本とする」

しかし、この役割の記載がなぜか「命令調」で書かれており、違和感があります。

また、地震の場合、住民の第一選択肢は「避難しないこと、避難しないで済むよう備える」ことだと多くの識者が指摘しています。ぜひこの「基本姿勢」をこの章の頭で述べていただきたいと思います。

を記載したものになります。

また、危険がない場合は自宅での生活を継続する 等の記載を、地震災害対策計画第5章第4節「第1 避難の基本」に記載しております。

町は、「自主防災」という組織を過大評価していると思います。 「町民、自主防災組織等の地域が中心となって、自らの生命は自らが守る」とありますが、現在、自主防災組織の長の多くが70歳以上の高齢者です。自主防災組織を作っただけで、効果が生まれるとは思えません。もっと小さな、向こう3軒両隣の絆を深めることの方が効果的です。

これまでの災害教訓に鑑み、国、県、町その他の公 共機関に併せて、町民一人ひとりが自ら行う防災活 動及び自主防災組織その他の地域における多様な主 体が自発的に行う防災活動を促進することが、わが 国の防災の基本理念となっており、その旨は、災害対 策基本法(第2条の2)にも定められています。 本 計画もこの基本理念を基に作成されています。

寒川町地域防災計画改定(案)にも関わらず前回と の変更部位のサマリーがなく何を問題として何を改 定したのかがわからない。 今回の寒川町地域防災計画の改定にあたっては、 反映する必要のある、防災に関する問題、その教訓に 基づく防災関連法令の改正、国の防災基本計画や災 害対策制度等の見直しは、非常に膨大なものとなっ ています。それらを全て示すことはできませんので、 少しでも理解していただくようパブリックコメント 資料として「寒川町地域防災計画 概要版」で改定方 針及び主な改定内容を示しております。

(サマリー:要約、要旨、概要)

「連携する」「構築する」「啓蒙する」「努める」の 文字ばかりで不要な情報が多い。

寒川町地域防災計画は、災害対策基本法等の防災 関連法令、国の防災基本計画・神奈川県地域防災計画 等の上位計画、その他我が国の防災制度において、寒 川町の防災に関して行うべき事項をまとめていま す。

また、表現については、災害対策の状況を勘案して、適した表現を使用しています。

有事発生時の組織体制と、平時に準備すべき項目 が具体的に記載されていればいいのでは。 寒川町地域防災計画に記載する事項は、災害対策 基本法(第42条)に定められております。組織体制、 平時の対策以外に、災害時に、誰が、何をするのか、

実施主体とその内容を網羅することが必要となって います。

有事発生時も組織図が記載してあるのみで、各部がバラバラにそれぞれの業務をするだけにしか見えません。

有事発生時は発生時点から数時間、数日の安否確認、ライフラインの確保、避難所の運営など時系列でリソースをかける項目を変える必要があり、それを組織体としておかなければ有事の対応は難しい。

地震災害対策計画 第5章第1節「災害対策本部 等の組織体制」に記載のとおり、災害対策本部設置時 には、町長の指揮のもと本部会議を開催し総合調整 を行う仕組みとなっています。

また、茅ヶ崎市消防本部からも消防署長及び消防 職員が町災害対策本部に派遣されるなど対策の連携 を図ることとなっており、時間経過にともない、その 時点での状況の変化やニーズに応じて対策を行う仕 組みが構築されています。

本計画の目的に地震災害対策計画は、地震災害全般に関して、総合的な指針及び対策を定めたものであり、本計画を有効適切に活用することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。とありますが、126ページに及ぶ計画をどなたが理解されていて、有事に対応されるのでしょうか(対応可能なのでしょうか)。また、この計画がないとどのような問題が起こるのでしょうか。

マニュアルは水害対応や、大地震対応と分かれているようですが、無用の長物のような計画を作るのであれば防災マニュアルを作りその中で、水害や大地震で対応が異なる部分を記載すればいいのではないでしょうか。本書の目的が総合的な指針及び対策を示すのであればこのようなページ数はいらないと考えます。有事のマニュアルを含めて書類の体系自体を再整理するべきと感じる。

寒川町地域防災計画は、災害対策基本法により町が策定することが義務づけられたものです。町域において、それぞれの主体が行う全ての対策をあらかじめ定めて、防災の総合計画としてまとめるものです。毎年、各地で様々な災害が発生しており、その教訓、問題に基づき、寒川町の状況にあわせて、対策の見直し、追加を行っていますので、その対策は多岐にわたる記載となっています。

また、本計画は、平常時及び災害時、また、地震・ 風水害・特殊災害などの異なる災害において、実践を 図るためのものです。

本計画に基づき、災害時、具体的に町民側がどう対応 すればよいのか、町と協働で何をすれば良いのか、具 体的に記載されていないのでこの計画書に基づき今 後、細部について町と町民と協働で実施要領を作成 する必要あると考えます。

例えば災害時自分は誰に連絡すればよいのか、ど こに避難すればよいのか、町に助け求める場合どこ に連絡すればよいのか等日頃から町民一人ひとりが 町民の方々の行動については、寒川町地域防災計画に基づき、「避難所運営マニュアル」「水害対応マニュアル」「防災マップ」「洪水ハザードマップ」「内水ハザードマップ」を作成し周知しています。

自分自身や家族がとるべき防災行動を時系列で整理する「マイ・タイムライン」の作成方法についても 資料を作成し、啓発を行っております。これらは、全 て、町ホームページの防災情報に掲載していますの しっかりと認識していなければ、今まで国内の災害 時のニュース等を見聞きしていると大混乱が生じる こと十分予想されます。 でご参照ください。

また、今後、町民の方が災害時にどのように行動するべきなのかを示した、町民向け行動指針の作成を 予定しています。

共助として自主防災組織、自治会が挙げられていますが、これらの組織に加入してない町民の災害時の対応をどうするか検討する必要があります。組織に加入していない町民も多くいると思われ、混乱を更に大きくする一因と考えられるため、実施要領作成時検討する必要があると考えます。

自主防災組織等に加入していない住民に対して は、意見番号 11 で示した防災広報資料等により災害 時対応の周知を図り、災害時の混乱を最小限にする よう努めてまいります。

本計画書は計画となっていますが、計画とは時間 軸を伴うもので、今回時間軸を伴わない内容となっ ているため防災規程とするべきでないでしょうか。

地域防災計画は、災害対策基本法により、町が策定 することとなっており、定めるべき事項により整理 しています。

対策の体系と担当について

各節ごとに明記されている対策の体系と担当について、町担当の記載がない項目がある。関係機関が主体となって業務にあたるものであっても、窓口になる町担当を記載したほうが良いのではないか。特に、ライフライン対策は、町民の生活に大きな影響を与えるものであることから、進捗管理や確認の役割を担う町担当を定めておくことが迅速な情報の収集や町民への情報発信に効果があると考える。

寒川町地域防災計画に記載されている災害対策の 全てを、行政で担うことが困難なため、各節の冒頭の 担当表については、対策実施の責任を明確にするこ とを目的に主体となる機関を記載しています。

なお、情報発信については、地震災害対策計画第5章「第2節 災害情報の収集及び伝達」の冒頭担当表において、情報関係の主体として、総括班及び情報班が行うことを記載し、同「第4 災害広報」でライフライン、交通に関する情報を広報することを定めています。

災害廃棄物等の処理対策について

東日本大震災の瓦礫の集積場を被災1ヶ月後に見た経験から、私は、町民専用の置き場など管理ができるわけがないと思っています。

しかし、計画には「困ったら県等に支援を要請する」と書かれています。これは「書いてある」ことが、「役所がちゃんとやっている」と言う「アリバイ作り」なのではないでしょうか。

環境省、県などにより、町では対応できない場合 に、他の支援を受けて対応する仕組みができていま す

また、町は、「寒川町災害廃棄物処理計画」を策定 しており、地震災害対策計画第5章「第11節 災害 廃棄物等の処理対策」にもその概要を記載していま す。 第1章第3節 災害の想定

第2 想定結果 3 被害

被害想定結果 (表)

以下の通りで、注記への追記をお願いいたします。 ※都市ガスの供給停止件数(戸)は、地震による被害が大きいと推定される地域全体の安全を確保するために、ガスの供給を停止する件数です。被害がないと確認された地域では速やかにガスの供給を再開します。 当該箇所は、「神奈川県地震被害想定調査報告書」 (平成27年3月)に基づき、その結果の数値をまとめたものです。

都市ガスの供給停止件数の目的等の解説は県報告 書に記載されていないため、このままとさせていた だきます。

第1章第4節 計画の推進主体とその役割

第2 町民及び自主防災組織の責務(自助・共助)

避難所運営に関する記載がありますが、避難所に 集まる場合の、「交通渋滞」や「プライバシーの制限」、 「排泄の困難さ」などのリスクについても記載すべ きです。

行政に対し、「避難所を、国の規格に沿ったエスカレーターの付いた理想的な住環境に充実すべきだ」と言う意見や、「ペット同伴を含めた避難所運営マニュアルを整備すべき」という意見が町民から出ていますが、費用(訓練の労力を含む)対効果を考えると「無茶な要望」です。あくまで避難所は「例外的な、短時間の滞在場所である」とはっきり定義し、自宅を耐震化し避難所にできる限り行かないよう奨励すべきです。

避難所運営に関しては、東日本大震災等での問題 やリスク等を考慮し、さらに、国、県から通達等をも とに、対策を検討し、地震災害対策計画第5章第4 節「第5避難所の運営」に記載しています。

また、危険がない場合は自宅での生活を継続する 等の記載を、地震災害対策計画第5章第4節「第1 避難の基本」に記載しております。

第3章第4節 建築物等の安全確保対策

第1 建物の耐震性の推進

- 3 公共建築物の耐震化
- (2) として以下の内容を追記することを提案します。
- (2)町は、地震災害時に拠点となる公共施設の耐震化、不燃化を推進するとともにエネルギーの多重化及び自立分散型エネルギーシステムの導入を推進する。また、耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震改修を促進する。

地震災害対策計画第3章第4節第1「3 公共建築物の耐震化」に記載のとおり、既に多数の者が利用する公共施設については、耐震化100%を達成しております。また、公共施設の建築や改修につきましては、不燃材を使用するなど、不燃化に努めております。

なお、「エネルギーの多重化及び自立分散型エネルギーシステムの導入」については、同計画第3章第2節第3の2(p31~32)に記載しております。

第4章第2節 災害対策本部機能の強化

- 第2 業務継続体制の確保
- 2 設備の整備
- (2) として以下の内容を追記することを提案します。
- (2) 町は、災害時に災害対策本部機能を継続して維持できるよう、停電等に備え電力の確保を目的に重要施設における自立分散型電源の導入を推進する。

地震災害対策計画第4章第2節第2の当該箇所には、自家発電設備等の整備を図ることを記載していますが、災害時の電力確保は重要なため、今後につきましても多様な電力の確保について検討してまいります。

第4章第5節 避難対策

- 第1 広域避難場所の確保及び整備
- 2 広域避難場所の整備
- (4) として以下の内容を追記することを提案します。
- (4) 町は、避難所予定施設等に指定されている施設に設置している非常用発電設備の維持管理を行うとともに、大規模停電及び計画停電を想定し、自立分散型エネルギーシステムや太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

寒川町では、再生可能エネルギー資源を活用した災害に強い自立分散型エネルギーシステムの導入を図り、小中学校3校及び健康管理センター等へ太陽光発電設備を設置しておりますが、今後の整備につきましては、施設の老朽化などもあり、寒川町公共施設再編計画の状況を踏まえ検討してまいります。

また、「エネルギーの多重化及び自立分散型エネルギーシステムの導入」については、同計画第3章第2節第3の2(p31~32)に記載しております。

第5章第1節 災害対策本部等の組織体制 第3 配備体制の確立

地震災害における自動参集基準について

配備体制について、災害対策本部設置後の第3号 配備の配備時期②が「町域で震度5弱を記録したと き」となっているが、見直しを行っても良いのではな いか。

現在は、建物の耐震化などハード面の対策が進んでいるので、震度 5 弱で即座に全員参集が必要な被害が出る可能性は高くないと考えられる。神奈川県は、参集基準の 1 つを「横浜地方気象台が震度 6 弱以上を観測発表したとき又は震度情報ネットワークシステムによって震度 6 弱以上を観測したとき」としている。寒川町でも、同等の基準で良いのではないか。

町の施設の確認、町内の被害発生状況の把握と県への報告等(被害が無しも報告が必要)のため、参集するものです。

寒川町役場は、神奈川県庁に比べて職員数が圧倒的に少ないこと、さらに、不測の事態発生により職員を追加招集した場合は、対応が著しく遅れるため、全員参集することを定めています。

第4章第5節 避難対策

第1 広域避難場所の確保及び整備

- 2 広域避難場所の整備
- (3) として以下の内容を追記することを提案します。
- (3)町は、避難所予定施設等に指定されている施設に設置している非常用発電設備の維持管理を行うとともに、大規模停電及び計画停電を想定し、自立分散型エネルギーシステムや太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

今まで町の防災訓練に参加しましたが、訓練時、町 の職員が一方的に訓練内容を説明し、町民はただそ れに従って訓練を行うだけでした。

今後は訓練前に町と自治会責任者と訓練目的、内容等について話し合いを実施して欲しいと思います。その結果を実施要領に反映させていく事も必要と思います。

町には町民向けに情報を伝えるアナンス (町民向け放送)がありますが、災害時町からの情報は町民にとって最新かつ一番たよりになる情報であるため、アナンス用の器材はどんな状況でも使用できる様日頃からのメンテナンス等をお願いします。

地震が生じた時に町から震度の値が町民に知らされますが、以前役所に近くに震度計があると聞きましが、町内に他に2.3か所地震計を設置し震度を町民に知らせて欲しいと思います。

意見番号 20 と同様

令和元年東日本台風の教訓から、自治会長連絡協議会や民生委員児童委員等を含め協議し、令和 2 年度に避難所運営マニュアルを改定しました。訓練実施に際しまして、小谷小学校及び旭が丘中学校の各所管自治会と避難所運営マニュアルの記載内容に関して検証するために、訓練内容を精査したうえで、訓練を実施しております。

今後も他の学校等での訓練も実施してまいりま す。

防災行政無線については、メンテナンスを継続して実施します。

震度計は、震度分布を把握するため気象庁、自治体、観測機関等により、その必要性に応じて設置されています。面積が広大な(居住者地域が広い)自治体の場合には、複数箇所設置されていますが、寒川町の規模ですと 1 箇所となっています。

なお、町内で観測された震度につきましては、町の 登録制メールにより町民へ周知しています。